

安全管理規程施行細則

国際興業株式会社

平成26年 3月 制定

第1条（目的）

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

第2条（輸送の安全に関する重点施策）

内部監査について

（目的） 安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。

（機能） 輸送の安全確保の見地から運輸事業に係る業務を適正に把握し
安全マネジメントの向上及び改善に寄与することにある。

（実施回数） 年1回以上とする。

（担当部署） 運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部及び監査室

（監査責任者） 安全統括管理者とする。

（監査対象） 運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部及び乗合・貸切・観光
全営業所とする。

2 輸送の安全の確保に関する社内体制（組織）の構築

（1） 経営トップを起点とする連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理に
ついては別途組織図（別表1-1～4）の通りとする。

（2） 安全統括管理者が病気又は不在時は安全統括管理代務者が代務執行する。

（3） 営業所長は、現場における体制の長として輸送の安全の確保に関する
権限を有し、情報の連絡及び指揮命令に関わる行為を速やかに実行する。

（4） 乗務員及び運輸事業に携わる社員は上記連絡・指揮命令を受ける他、
常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な輸送の確保を行う。

3 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

（1） 運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習会への受講

（2） 乗務員教育：年間計画による社内教育実施
（計画表は毎年別表にて作成とする：別表2）

（3） 指導乗務員研修：本社及び所轄営業所にて随時実施とする。

（4） 運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部社員への社内教育を随時実施
とする。

（5） 乗合バスに対する添乗指導の実施：運輸管理部管理課課員主体及び運輸
事業部課員による年間指導実施

第3条（輸送の安全に関する目標）

安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める。

- （1） 目標は年度毎に設定する。
- （2） 目標は会社全体及び営業所毎に設定する。
- （3） 目標は別表にて毎年作成とする。（別表3）

第4条（輸送の安全に関する計画）

- （1） 運輸安全マネジメント会議の定期的開催
- （2） 安全管理委員会の定期的開催
- （3） 運輸安全マネジメント講習会の定期的開催
- （4） 乗務員の年間教育の実施
- （5） 車両代替による安全輸送の確保
- （6） 法令遵守徹底に対するマニュアルの作成
- （7） 事故防止委員会の定期的開催
 - ① 営業所での開催（毎月）
 - ② 本社での全体開催（4ヶ月毎）

第5条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は本細則第2条2項の定めと同様とする。（別表1-1～4）

第6条（情報の公開）

安全管理規程に基づき毎年度外部に公表するものとし 下記の通りに定める。

- （1） 公表手段としてホームページに掲載する。
- （2） 情報管理は運輸事業部、観光バス事業部及び運輸管理部を主管部署とする。
- （3） その他緊急時を含め公開に当たっては、安全統括管理者の指示に従うものとする。

第7条（輸送の安全に関する記録の管理等）

安全管理規程については業務の実態に応じ適時適切に見直しを行うとあるが記録

の管理・保存の方法を含め下記の通りに定める。

- (1) 安全管理規程及び本細則の見直しについては安全統括管理者の指揮命令の下、運輸事業部、観光バス事業部及び運輸管理部所属課長職位以上の合議にて行うこととする。
- (2) 規程承認に当たっては当社規程管理規程に基づき取締役会の決裁とする。
- (3) 輸送の安全に関する会議議事録については会議主管部署にて記録及び3年間保存とする。
- (4) 内部監査結果書類は運輸管理部にて記録し 安全統括管理者が3年間保存とする。
- (5) 各営業所での輸送の安全に関する記録は各営業所にて3年間保存のうえ一部を本社管理課に提出とする。

第8条（附 則）

本細則の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。

- 2 本細則は平成26年3月1日より施行する。

1. 定期教育内容

NO.1

告示関連項目 (別紙参照)	教育項目	教育内容(共通・乗合)	教育内容(貸切)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
(1) - ①	事業用自動車運転する場合の心構え	○旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であること ○事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ ○事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命		机上 (講義)	全運転士	営業所会議室	運行管理者	10分
(1) - ②	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	○これらを遵守した安全な運転方法を説明 ○これらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の事例を説明し、確認させる	○運行指示書の遵守	〃	〃	〃	〃	10分
(1) - ⑧	運転者の運転適性に応じた安全運転	○適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努める ○運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う		〃	〃	〃	〃	10分
(1) - ⑨	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	○飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する		〃	〃	〃	〃	10分
(1) - ⑩	健康管理の重要性	○定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させる		〃	〃	〃	〃	10分
(1) - ④	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	○加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明し、これらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。	○シートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する	机上 (視聴覚教材・グループ討議)	〃	〃	〃	10分
(1) - ⑤	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	○乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明し、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。 ○旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する		〃	〃	〃	〃	15分
(1) - ⑦	危険の予測及び回避	○危険予知訓練の手法等を用いて理解させる		〃	〃	〃	〃	10分
(2) - ③	ドライブレコーダーの記録を利用しヒヤリハット体験等の自社内での共有	○ドライブレコーダーの記録のうち告示関連項目(2) - ②(別紙参照)の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用し、当該指導及び監督を効果的に行う		〃	〃	〃	〃	15分
(1) - ⑦	危険の予測及び回避	○緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を停止状態で用いて制動装置の急な操作方法について指導する		〃	〃	〃	〃	10分
(1) - ③	事業用自動車の構造上の特性	○事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)及び制動距離等、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明することにより事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる		実地	〃	車庫内・営業管内	〃	10分
(1) - ⑥	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	○主として運行する経路の状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項 ○交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例(いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」)を説明し、理解させる		〃	〃	〃	〃	60分

2. 高速バス関係

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	告示関連項目 (別紙参照)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
平成29年6月1日 ↓ 平成29年7月31日	新規高速応援運転士 選任トライアル	高速バス運転士としての心構え	高速バス乗務にあたっての心構え	(1)	机上	新規選任運転士	担当(営)会議室	運行課担当者	15分
			高速バスの公共的・社会的使命		〃	〃	〃		
		高速道路での安全運転の基本	高速安全運転六則	(2)	〃	〃	〃	管理課担当者	60分
			健康管理の必要性	(9)(10)	〃	〃	〃		
		旅客の取扱い	手荷物の取り扱い		〃	〃	〃	運行課担当者	50分
			運行経路の確認	(6)	〃	〃	〃		
		乗車券の種類と運賃	各種乗車券の取り扱い		〃	〃	〃	業務課担当者	60分
			運賃制度の注意点		〃	〃	〃		
		高速バス車両の特性と取り扱い	車両構造に関する注意点		〃	〃	〃	担当(営)技工長	50分
			各種安全装置・機器の取り扱い		〃	〃	〃		
		日常点検実施要領	日常点検及び中間点検の手順		〃	〃	〃	指導運転士	60分
			ミラーの見え方、視野・死角	(3)	〃	〃	〃		
高速走行	後退訓練		〃	〃	〃	担当(営)技工長 指導運転士	60分		
	加減速・車線変更・合流時の注意	(4)(5)(7)	〃	〃	高速道トライアル				
	PA・SA進入及び退出		〃	〃	〃				
高速走行	安全運行のための基本操作		〃	〃	〃	担当(営)技工長 指導運転士 管理課担当者	(実車走行)		
			〃	〃	〃				
			〃	〃	〃				
平成29年12月16日 ↓ 平成30年1月15日	新規高速応援運転士 雪上トライアル	冬季高速道路の走行要領	雪道における安全運転のポイント		机上	新規選任運転士	担当(営)会議室	担当(営)技工長	90分
			冬季における車両の注意		〃	〃	〃		
		雪道・凍結路での事故防止	雪道走行における注意点・事故事例		〃	〃	〃	管理課担当者	90分
		冬季高速運転に対する心得	冬季における高速バスの使命		〃	〃	〃	運行課担当者	30分
		タイヤチェーン	チェーン構造の解説		〃	〃	〃	担当(営)技工長 指導運転士	150分
			チェーン着脱訓練		〃	〃	〃		
		雪道走行	安全走行のための基本操作		〃	〃	〃	担当(営)技工長 指導運転士 管理課担当者	(実車走行)
			チェーン着脱及び走行訓練		〃	〃	雪道トライアル		
スタッドレスタイヤについて			〃	〃	〃				
7月中旬～2月下旬	高速応援運転士定期教育	安全訓話	高速バスの社会的使命	(1)	机上	全選任運転士	担当(営)会議室	運行課担当者	15分
		異常時の対応	異常気象時・トラブル発生時の対応		〃	〃	〃	管理課担当者	30分
		お客様対応	発券トラブル等における対応方		〃	〃	〃	業務課担当者	30分
		健康管理	健康起因による事故事例	(9)	〃	〃	〃	管理課担当者	30分
			健康管理の必要性	(10)	〃	〃	〃	〃	

平成30年度 観光運転士年間教育計画

平成30年4月19日

1. 全体教習

※ 各教育の資料は担当管理者3名、管理課担当者で作成する。

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	告示関連項目 (別紙参照)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分	
平成30年9月11日 ↓ 平成30年9月20日	秋の全国交通安全運動 (9/21～9/30)	安全訓話	国交省関係推進項目の周知徹底	①②	集合(机上)	観光全乗務員	営業所会議室等	所長	100分	
		秋の全国交通安全運動	観光バス事業部重点実施項目および施策 運輸安全マネジメント進捗状況	①②	〃	〃	〃	〃		運行管理者
		自動車事故統計表の活用	自動車事故統計表を活用し事故傾向・対策の再認識		〃	〃	〃	〃		〃
		主として運行する経路における 道路及び交通の状況	事業用自動車における安全走行の要点	⑥	〃	〃	〃	〃		〃
		乗車中の旅客の安全確保	シートベルト着用案内の徹底	④	〃	〃	〃	〃		〃
		危険の予測および回避方法	危険を回避する運転の必要性	⑦	〃	〃	〃	〃		〃
		飲酒について	飲酒運転防止	⑨	〃	〃	〃	〃		〃
		健康管理	健康診断結果について	⑩	〃	〃	〃	〃		〃
		ドライブレコーダー記録の活用	ヒヤリハット研修	⑬	〃	〃	〃	〃		〃
平成31年4月11日 ↓ 平成31年5月10日	春の全国交通安全運動 (5/11～5/20)	安全訓話	国交省関係推進項目の周知徹底	①②	集合(机上)	観光全乗務員	営業所会議室等	所長	100分	
		春の全国交通安全運動	観光バス事業部重点実施項目および施策 運輸安全マネジメント結果報告	①②	〃	〃	〃	〃		運行管理者
		事業用自動車の構造上の特性	事業用自動車の視野・死角	③	〃	〃	〃	〃		〃
		乗車中の旅客の安全確保	シートベルト着用案内の徹底	④	〃	〃	〃	〃		〃
		乗降時の旅客の安全を留意	施設内等での旅客の安全確保及び誘導	⑤	〃	〃	〃	〃		〃
		ドライブレコーダー記録利用活用	ヒヤリハット研修	⑬	〃	〃	〃	〃		〃
		飲酒・薬物について	飲酒運転防止・薬物乱用防止	⑨	〃	〃	〃	〃		〃
		健康管理	健康起因による事故事例	⑩	〃	〃	〃	〃		〃
		安全性の向上を図るために装置 を備える貸切バスの適正な運転	装置を備える貸切バスの適切な運転方法	⑪	〃	〃	〃	〃		〃
危険の予測および回避方法	制動装置の急な操作方法(実地)	⑦	営業所車庫内	〃	〃	〃	〃			

2. トライアル

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
平成30年4月～ 平成31年3月 独車後、随時	日光トライアル	山間部での事故防止	走行上の注意と事故事例	実地	入社(独車)の運転士	車内・現地	所長・副所長	30分
		山道での走行要領	安全走行のための基本操作と走行方法	〃	〃	山道	指導運転士	(実車訓練)
平成30年6月～12月	箱根トライアル	山間部での事故防止	走行上の注意と事故事例	実地	入社1年目・3年目の運転士	車内・現地	所長・副所長	30分
		山道での走行要領	安全走行のための基本操作と走行方法	〃	〃	山道	指導運転士	(実車訓練)
平成30年6月～12月	高速走行トライアル	高速道路での事故防止	走行上の注意と事故事例	実地	入社1年目・5年目の運転士	車内・現地	所長・副所長	30分
		高速道路の走行要領	安全走行のための基本操作と走行方法	〃	〃	高速	指導運転士	(実車訓練)
平成30年12月～ 平成31年2月	雪上トライアル (夜行1泊1回・日帰り1回)	タイヤチェーン	タイヤチェーンの脱着方法	実地	独車後3シーズン(毎年)	車庫内・現地	指導運転士	120分
		冬季道路の走行要領と事故防止	危険箇所と走行方法と事故事例	〃	〃	車内	所長・副所長	30分
		雪道走行	安全走行のための基本操作	〃	〃	雪道	指導運転士	(実車訓練)

3. 車両構造の把握

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
平成30年6月～12月	車両構造の把握	タイヤと車両構造	タイヤ交換方法など	実 地	入社1年目・3年目の運転士	車庫内	指導運転士・技工長	120分

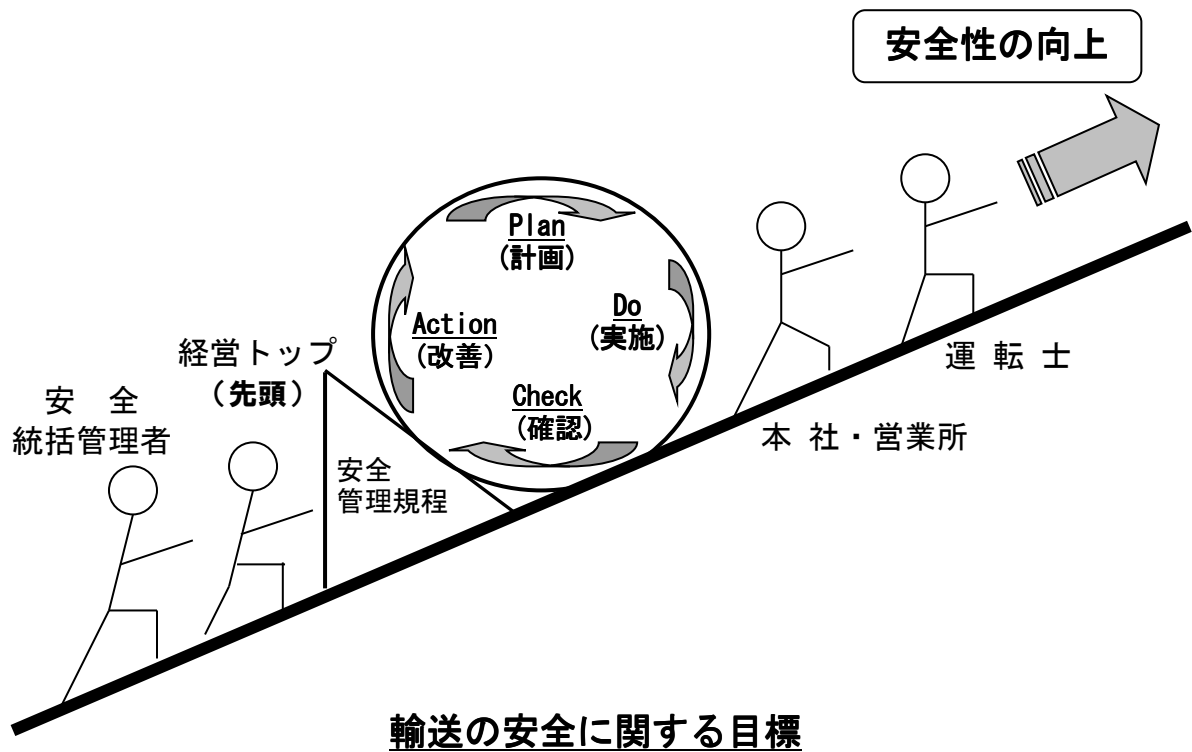
4. その他

	平成30年									平成31年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シニア・ホット運転士研修 (計2回) ※シニアの在籍状況に応じて						17日 (月)						18日 (月)
新任運転士研修 (5日間実施)	16 (月) ↳	16 (水) ↳	18 (月) ↳	17 (火) ↳	16 (木) ↳	18 (火) ↳	16 (火) ↳	16 (金) ↳	11 (火) ↳	16 (水) ↳	18 (月) ↳	18 (月) ↳
適性診断の受診 (※⑧) (受診計画に基づく)		受診促進	→	→	→	→	→	→	→	→		
受講者の診断結果に基づく指導		受講者指導	→	→	→	→	→	→	→	→		
本社特別教育 (事故・第1ステップ者)	13 (金)	15 (火)	15 (金)	17 (火)	15 (水)	14 (金)	16 (火)	15 (木)	7 (金)	15 (火)	15 (金)	15 (金)
安全運転研修 (計3回) (10名対象)	随時	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埼玉県トラック総合研修センターでの 実技研修 (随時)	随時	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
事故惹起者小集団活動 (事故惹起者対象)						実施予定						実施予定
普通救命講習						実施予定						
苦情・事故惹起者に対する教育 (※⑫)	随時	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※ 普通救命講習は2年に1度実施

※ 接遇講習は2年に1度実施

輸送の安全確保に係る P・D・C・A サイクル



(1) 目標年度：平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月（平成 30 年度）

(2) 目 標

【乗 合】

① 発進時・ドア開閉時の車内事故 0 件

【観 光】

- ① 有責人身事故 0 件
- ② 静止物への接触事故 3 件以内

【その他】

① 健康起因による事故『ゼロ』